

(2) 汚染の種類と検討すべき調査・予測

表 9-2 汚染の種類と検討すべき調査・予測

汚染の種類 (表 9-1 に対応)	A	B	C、F、O、 S、V	D、E、G、H、I、J、K、L、 M、N、P、Q、R、T、U
事業に伴う環境負荷把握			○	○
地域概況調査	○	○		
現況調査(汚染の現状)	○			
現況調査(地質・水文・風)		○		○
予測		○	○	○
環境保全対策	○(備)	○	○	○

9-2 地域概況調査

1 対象地域(事業計画地域及び周辺影響地域)の土壤の分布と特性

対象地域における土壤図及び表層地質図とその説明書並びに土壤分析データを収集し、土壤の種類、断面形態、理化学的性質、分布状況(特異的な地質とその分布を含む。)の概要を把握する。資料の所在は表13.5の他、都道府県農業試験場、林業試験場等で所有していることが多い。

調査の精度は少なくとも1/25,000地形図に図示できる程度とする。

2 対象地域の土地利用及び居住状況

土地利用状況、居住状況及び事業計画地域が周辺地域に与えている影響の現状について、既存資料調査及び聞き取り調査を行う。

3 有害物質による汚染状況

過去の土地利用の状況、汚染の有無又は可能性について、現在及び過去の所有者又は関連行政の聞き取り調査を行う。特に廃棄物処分場又は廃棄物の投棄場の跡地については、使用履歴の記録がない場合が多いため、情報を得るためには聞き取り調査が重要である。

汚染状況についての既存調査がある場合には、汚染物質の種類と濃度を調査する。土壤汚染の事例を以下に示す。

- (1) クロム鉍精錬場、鉍滓処分場、鉍滓利用の埋立地、メッキ工場等でのクロム汚染
- (2) 各種機械器具製造工場等での有機塩素化合物汚染
- (3) 化学工場跡地の重金属・PCB汚染
- (4) 住宅地内のクリーニング事業場等の有機塩素系溶剤汚染
- (5) ガソリンスタンド・工場タンクなどの地下施設の腐食・油漏れによる汚染
- (6) 旧廃棄物処分地(一般廃棄物最終処分場跡地)

不動産登記法の土地表記項目に挙げられる地目には廃棄物最終処分場の履歴はなし

ア 法規制(S52) 以前

土地の履歴情報の記録なし

イ 法規制(S52) 以降

土地の履歴情報の管理：環境省産業廃棄物対策部局、県の廃棄物担当部署で「最終処分場の台帳」を整備

(7) 産業廃棄物の最終処分場跡地

(8) 認可・届出対象外廃棄物投棄場所跡地

4 関連法規制等の状況

事業計画地域、計画内容に関連する法規制、条例等を調査する。関連法規制、条例等の例は、次のとおりである。

- (1) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第 139号）
- (2) 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第46号）
- (3) ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）
- (4) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令（昭和47年総理府令第66号）
- (5) 重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針（平成 6 年 環境庁水質保全局）
- (6) 有機燐系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査、対策暫定指針（平成 6 年 環境庁水質保全局）
- (7) 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について（昭和59年環水土第 149号）
- (8) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成11年環水企第29号、環水土第11号）
- (9) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第 2 号）等

5 類似事業の環境影響の調査例

計画内容又は土地の状況が類似している他の事業について、実際の環境影響及び環境影響事前評価（調査）結果を調査する。